

2004年9月16日
日本弁護士連合会

行政諸法制の抜本的再検討と継続的監視・改善のための 恒常的改革機関の設置に関する提言

提言の趣旨

日本弁護士連合会は、今回の行政訴訟制度改革を基盤とし、これを一層推し進めるため、行政訴訟制度の更なる改革、行政手続・不服審査の改革、個別行政実体法の改革をめざして、わが国の行政諸法及びその運用を抜本的に再検討するとともに、その後も継続的な監視と改善を行うことを担う恒常的改革機関(仮称「行政諸法制改革会議」)を内閣に設置することを提言します。

提言の理由

1. 行政事件訴訟法の改正と附帯決議

平成16年6月、司法制度改革の一環として、行政事件訴訟法が42年ぶりに改正された。これにより、長らく機能不全に陥っていた行政訴訟制度の改善が期待されているが、今次改正は時間的制約のために必要最小限の改革に留まった。

国会の審議においても、衆議院法務委員会附帯決議5項では、「政府は、個別行政実体法、行政手続及び司法審査に関する改革など行政訴訟制度を実質的に機能させるために必要な改革について、所要の体制の下に、国民の視点に立った改革を継続するよう努めること。」とされ、参議院法務委員会附帯決議6項では、「政府は、適正な行政活動を確保して国民の権利利益を救済する観点から、行政訴訟制度を実質的に機能させるために、個別行政実体法や行政手続、行政による裁判外の紛争解決・権利救済手続も視野に入れつつ、所要の体制の下で、必要な改革を継続すること。」とされており、改革の継続が求められている。

2. 行政法体系全般の改革へ

今般の改革をより一層推し進めるために、1の付帯決議の示すところに照らし、次のような3つの方向による行政法体系全般の改革が検討されるべきである。

行政訴訟制度の更なる改革

行政訴訟制度の問題としては、団体訴訟の導入、訴訟対象の拡大、裁量審査のあり方、訴え提起の手数料の合理化、弁護士費用の片面的敗訴者負担制度の導入、和解、納税者訴訟、行政訴訟への参陪審ないし裁判員制度の導入等の多数の課題が残されている。さらに、裁判所における人事制度等を含めた制度運用についても継続的改善がなされねばならない。

行政手続・不服審査の改革

行政過程における一層の「法の支配」の充実のためには、行政手続における判断の合理化・透明化がいっそう推し進められなければならない。同時に、「行政過程で生じた紛争はなるべく行政過程で解決する」ために、「行政過程における紛争解決機能の充実」が必要である。したがって、行政手続法や行政不服審査法の見直し、行政型ADRの改革ないし行政審判庁の設置、行政審判官制度の導入等の課題についての検討を開始しなければならない。

個別実体法の改革

複雑高度化した現代の法制度は、不断のメンテナンスを必要としており、立法による裁量統制の強化、参加手続整備等を含む個別行政実体法の見直しが不可欠である。とくに、行政計画における手続のあり方は、関係者からの不服申立との関連で重要である。

3. 恒常的改革機関の設置による抜本的な再検討と継続的な監視・改善

行政訴訟制度は司法制度を通じた最終チェック手段であり、行政法自体が国民のための法律として立案され、運用され、必要に応じて改善されなければ、21世紀の国民と行政の新たな関係を築くことはできない。

わが国がこれまで長年にわたり取り組んできた行政改革は、個別行政法自体のあり方、行政手続のあり方及び法運用のあり方について、行政活動の適法性を担保する訴訟制度をも視野に入れつつ、利害関係を有する省庁毎の縦割りではなく、横断的に行政諸法及びその運用を継続的に監視し改善する恒常的な改革機関を設置し、この仕組みによって、抜本的な再検討を行うとともに、以後段階的・漸進的な改善を図っていくことにより、ようやく本来の効果が実現されるものとなる。

このような「行政諸法制改革会議」は、省庁横断的な性格をもつものとして内閣に置き、有識者、学者、在野法曹、行政官僚から構成されることが相当である。

よって、当連合会は、行政改革を確実なものとして実現し、21世紀における国民のための行政を作るための制度的出発点として、行政諸法制改革会議を内閣に設置することを提言する。

以上